



島根県報

平成31年4月5日(金)

第3,097号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	2
介護保険法の規定による指定介護老人福祉施設の指定	(")	2
介護保険法の規定による介護医療院の開設の許可	(")	2
介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(")	2
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課)	3
指定漁船調書の縦覧	(水産課)	3
補助金等交付規則第3条の規定により島根県観光総合支援事業補助金の交付の対象等を定める告示	(観光振興課)	3
洪水特別警戒水位の設定	(河川課)	6
水防警報を行う河川の指定	(")	6
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	6

【公 告】

管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定	(薬事衛生課)	8
公共測量の終了(7件)	(技術管理課)	8

【特定調達公告】

ご当地ナンバー導入に係る税務オンラインシステム改修業務委託に係る随意契約の相手方等	(税務課)	10
DNA型鑑定用フラグメントアナライザーの賃貸借に係る一般競争入札の実施	(警察本部)	11

告 示**島根県告示第241号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成31年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 みなとの丘	訪問看護	訪問看護ステーション	出雲市小津町23-1	平成31年4月1日
	介護予防訪問看護	みなとの丘		

島根県告示第242号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第1号の規定により告示する。

平成31年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人伯 医会	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム伯寿の郷	安来市伯太町安田1705	平成31年4月1日

島根県告示第243号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設の許可をしたので、同法第114条の7第1号の規定により告示する。

平成31年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称又は氏名	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	許可年月日
医療法人恵和会	介護医療院	石東病院介護医療院	大田市大田町大田イ860-3	平成31年4月1日

島根県告示第244号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条第2号の規定により告示する。

平成31年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	辞退年月日
医療法人恵和会	介護療養型医療施設 石東病院	大田市大田町大田イ860-3	平成31年3月31日

島根県告示第245号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年 4 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
三久須地区区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	大田市役所

島根県告示第246号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成31年 4 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

松江市玉湯町湯町284 福間正信

松江市宍道町西来待121 土江 仁

〃 白石77-25 庄司 誠

(2) 加入区

宍道湖湖南加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

宍道湖漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

宍道湖漁業協同組合

島根県告示第247号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県観光総合支援事業補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県観光総合支援事業補助金の交付の対象等を定める告示（平成28年島根県告示318号）は、廃止する。

平成31年 4 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金の名称

島根県観光総合支援事業補助金

2 交付の目的

観光協会や法人、民間団体等が実施する新たな観光商品の開発等に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、民間主体の観光地づくりを促進し、県内外から観光客を誘致することで県内観光産業の振興を図ることを目的とする。

3 交付の対象となる事業、事業者、補助対象経費、交付の率及び交付の限度額

次に掲げるとおりとする。

(1) 旅行商品の開発

交付の対象となる事業	事業者	補助対象経費	交付の率	交付の限度額
<p>【重点事業】 民間主体による新たな旅行商品の開発等の取組みであって、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>ア 地域ならではの資源を活かした取組み又は市町村の区域を超えた広域の取組みであって、県外からの観光誘客や周遊に繋がるもので、早期に旅行商品等としての成立・定着が見込めるもの</p> <p>イ 事業による収入を見込んで実施するもの（原則、有償を前提に実施するもの）</p> <p>ウ 県観光素材集「しまね旅の縁」に掲載し、旅行会社への提案が見込めるもの</p> <p>エ 補助期間終了後の継続実施が見込めるもの</p> <p>オ 配置する県担当者と綿密に連携し、協働して実施できるもの</p> <p>カ 2年度目に実施するものについては、それまでの実績を踏まえて課題の検証と改善を行い、新たな要素を加えて実施するものに限る。</p>	<p>ア 県内の観光協会</p> <p>イ 県内の法人</p> <p>ウ 県内の法人格を有しない民間団体（次の要件を備えているものに限る。以下同じ。）</p> <p>(ア) 規約等を有していること。</p> <p>(イ) 代表者が明らかであること。</p> <p>(ウ) 団体としての意思決定により補助に係る事業を実施することができ、確実な経理処理が行えること。</p>	<p>ア 委託料</p> <p>イ 謝金及び費用弁償</p> <p>ウ 材料費及び消耗品費（ツアー参加者特典、ツアー催行上必要なサイン整備など事業執行に直接関係するものに限る。）</p> <p>エ 使用料及び借上料（機材保険料を含む。）</p> <p>オ 通信運搬費</p> <p>カ 印刷製本費</p> <p>キ 広告料</p> <p>ク その他事業の実施に必要と認められる経費</p>	<p>初年度に実施するものについては、3分の2、2年度目に実施するものについては2分の1</p>	<p>初年度に実施するものについては1,500千円、2年度目に実施するものについては1,000千円</p>
<p>【一般事業】 民間主体による新たな旅行商品の開発等の取組みであっ</p>	<p>ア 県内の観光協会</p> <p>イ 県内の法人</p> <p>ウ 県内の法人格を有し</p>	<p>ア 委託料</p> <p>イ 謝金及び費用弁償</p> <p>ウ 材料費及び消耗品費（ツ</p>	<p>初年度に実施するものについては</p>	<p>初年度に実施するものについては1,000</p>

<p>て、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>ア 地域ならではの資源を活かした取組みであって、県外からの観光誘客や周遊に繋がるもので、今後、旅行商品等としての成立・定着が見込めるもの</p> <p>イ 補助期間終了後の継続実施が見込めるもの</p> <p>ウ 県及び地元市町村と情報共有し連携して実施できるもの</p> <p>エ 2年度目に実施するものについては、それまでの実績を踏まえて課題の検証と改善を行い、新たな要素を加えて実施するものに限る。</p>	<p>ない民間団体</p>	<p>アー参加者特典、ツアー催行上必要なサイン整備など事業執行に直接関係するものに限る。)</p> <p>エ 使用料及び借上料(機材保険料を含む。)</p> <p>オ 通信運搬費</p> <p>カ 印刷製本費</p> <p>キ 広告料</p> <p>ク その他事業の実施に必要と認められる経費</p>	<p>2分の1、2年度目に実施するものについては3分の1</p>	<p>千円、2年度目に実施するものについては500千円</p>
--	---------------	--	----------------------------------	---------------------------------

備考 この事業について、同一の事業者が同一の事業に関してこの補助金を利用できる回数は、2回(同一年度において1回)を限度とする。

(2) イベント支援

交付の対象となる事業	事業者	補助対象経費	交付の率	交付の限度額
<p>県内外から多くの観光客を誘客する新規の取組み又はイベントで、次の要件を満たすもの。なお、一定以上の規模の来場者数が見込めるもの又は観光客の閑散期に実施するものについては、優先して採択する。</p> <p>ア 県外から多くの参加者が見込めること。</p> <p>イ 補助期間終了後も継続的な実施が見込めるものであること。</p> <p>ウ 県及び地元市町村と情報共有し連携して実施すること。</p>	<p>ア 県内の観光協会</p> <p>イ 県内の法人</p> <p>ウ 県内の法人格を有しない民間団体</p>	<p>ア イベント周知に係る経費</p> <p>(ア) 広告料</p> <p>(イ) 印刷製本費</p> <p>イ イベント運営経費</p> <p>(ア) 委託料</p> <p>(イ) 謝金及び費用弁償</p> <p>(ウ) 賃金(イベント準備、当日の運営など事業執行に直接関係するものに限る。)</p> <p>(エ) 材料費及び消耗品費(参加者特典、サイン整備など事業執行に直接関係するものに限る。)</p> <p>(オ) 使用料及び借上料</p> <p>(カ) 保険料</p> <p>(キ) 通信運搬費</p> <p>ウ その他事業の実施に必要と認められる経費</p>	<p>2分の1</p>	<p>500千円。ただし、イベント運営経費に係る補助金の額については、200千円を限度とする。</p>

4 補助の対象とならない事業

- (1) 主としてハード整備又は備品整備を実施する事業
- (2) 政治的又は宗教的活動と認められる事業
- (3) 申請者が自ら企画し、及び実施する事業と認められない事業
- (4) 県の他の補助事業の対象となっている事業

島根県告示第248号

水防法（昭和24年法律第193号）第13条第2項の規定により、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を次のように定め、平成31年4月22日から施行する。

平成31年4月5日

島根県知事 溝口善兵衛

水系	河川名	区 域		観測所名	観測所所在地	洪水特別警戒水位 (メートル)
		左 岸	右 岸			
斐伊川	神戸川	出雲市佐田町反邊（1757 －6地先）から出雲市馬 木町（1341－2地先）ま で	出雲市佐田町反邊（1955 －2地先）から出雲市所	佐田	出雲市佐田町 反邊	5.30
			原町（5551－1地先）ま で	木村橋	出雲市所原町	5.30

島根県告示第249号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報をする河川を次のように指定し、平成31年4月22日から施行する。

平成31年4月5日

島根県知事 溝口善兵衛

水系	河川名	区 域		観測所名	所在地	警戒水位 (メートル)	指定水位 (メートル)
		左 岸	右 岸				
斐伊川	神戸川	出雲市佐田町反邊（ 1757－6地先）から 出雲市馬木町（1341 －2地先）まで	出雲市佐田町反邊（ 1955－2地先）から	佐田	出雲市佐 田町反邊	2.95	2.45
			出雲市所原町（5551 －1地先）まで	木村橋	出雲市所 原町	3.90	2.60

島根県告示第250号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年4月5日

島根県知事 溝口善兵衛

- 1 (1) 区域の名称 大向
- (2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次に結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
松江市鹿島町片句字登り387番	1号及び10号
” 387番地先道路敷	2号
松江市鹿島町片句字丸山790番2	3号から5号まで
松江市鹿島町片句字登り382番	6号
” 383番	7号
” 386番	8号及び9号

2(1) 区域の名称 登

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から4号までを順次に結んだ線及び標柱1号と4号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
松江市鹿島町片句字大片句418番5、418番6筆界未定地	1号及び4号
” 783番1	2号及び3号

3(1) 区域の名称 畑ヶ田

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次に結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
松江市東出雲町揖屋字柳堀3174番	1号
松江市東出雲町揖屋字家ノ上3172番	2号、3号及び8号
松江市東出雲町揖屋字畑田3170番	4号
” 3169番1	5号
松江市東出雲町揖屋字畑ヶ田1488番1	6号及び7号
” 1491番	9号及び10号

4(1) 区域の名称 西代2

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次に結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
松江市宍道町白石1756番5	1号及び8号から10号まで
” 1755番4	2号から4号まで
” 1755番3	5号及び6号
” 1755番2	7号

5(1) 区域の名称 西生馬

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から13号までを順次に結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
松江市西生馬町字横屋570番	1号から5号まで及び13号
松江市西生馬町字薬師288番	6号

松江市西生馬町字向287番	7号から9号まで
松江市西生馬町字横屋291番	10号及び11号
〃 293番	12号

公 告

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成31年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 主催者の名称及び住所
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明三丁目7番26号
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地
公益財団法人理容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所
広島県広島市中区紙屋町一丁目2番27号
- 3 講習日程
第1日 平成31年11月11日
第2日 平成31年11月18日
第3日 平成31年11月25日
- 4 募集期間及び申込受付期間
募集 平成31年8月5日から同月30日まで
受付 平成31年9月9日から同月20日まで
- 5 講習会場
くにびきメッセ
島根県松江市学園南一丁目2番1号
- 6 受講料
1人16,000円

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成31年2月28日に終了した旨松江地方務局長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成31年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
公共測量（登記所備付地図作成）
- 2 作業期間
平成30年12月11日から平成31年2月28日まで
- 3 作業地域
松江市朝日町及び東朝日町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成31年3月15日に終了した旨浜田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成31年 4 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ作成）
- 2 作業期間
平成30年 6 月27日から平成31年 3 月15日まで
- 3 作業地域
浜田市の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成31年3月20日に終了した旨国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成31年 4 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間
平成30年 5 月15日から平成31年 3 月20日まで
- 3 作業地域
出雲市及び雲南市地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成31年3月17日に終了した旨中国四国農政局宍道湖西岸農地整備事業所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成31年 4 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成30年12月20日から平成31年 3 月17日まで
- 3 作業地域
出雲市平田町、国富町、西代町、園町、灘分町及び出島町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成31年

3月25日に終了した旨中国四国農政局宍道湖西岸農地整備事業所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成31年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（空中写真測量）

2 作業期間

平成30年11月13日から平成31年3月25日まで

3 作業地域

出雲市平田町、灘分町、出島町、西代町、国富町及び園町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成31年3月15日に終了した旨益田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成31年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ作成）

2 作業期間

平成30年12月21日から平成31年3月15日まで

3 作業地域

益田市乙吉町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成31年3月25日に終了した旨益田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成31年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（基準点測量・水準測量）

2 作業期間

平成31年1月7日から同年3月25日まで

3 作業地域

益田市横田町地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島

根県規則第83号) 第9条の規定により公告する。

平成31年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 件名及び数量

ご当地ナンバー導入に係る税務オンラインシステム改修業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成31年3月28日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

島根県税務総合オンラインシステム共同企業体

代表者 富士通株式会社山陰支社 支社長 竹岡 ゆかり 島根県松江市学園南二丁目10番14号

構成員 株式会社テクノプロジェクト 代表取締役社長 山中 茂 島根県松江市学園南二丁目10番14号

構成員 富士通リース株式会社中国支店 支店長 渡部 功美 広島県広島市中区紙屋町一丁目2番22号

5 随意契約に係る契約金額

105,986,880円(消費税及び地方消費税を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

平成31年4月5日

島根県警察本部長 今 村 剛

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

DNA型鑑定用フラグメントアナライザーの賃貸借 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 賃貸借期間

平成31年11月1日から平成38年10月31日まで

(4) 納入場所

島根県松江市平成町1751番地15号 島根県警察本部科学捜査研究所

2 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム(以下「電子調達システム」という。)により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を落札価格とするので、入札者は、消費税及

び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(4)理化学機器」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話 0852-26-0110（内線 2241, 2242）

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成31年5月16日（木）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から平成31年5月16日（木）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

行わない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、平成31年5月20日（月）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

平成31年 5 月30日 (木) 午前 9 時から同月31日 (金) 午後 4 時まで

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

平成31年 5 月31日 (金) 午後 4 時まで

イ 場所

4 の場所

ウ 郵便 (書留等配達記録が残るものに限る。)による入札については、平成31年 5 月31日 (金) 正午までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年 6 月 3 日 (月) 午後 2 時

イ 場所

島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 小会議室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則 (昭和39年島根県規則第 22 号) 第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。
なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : DNA profiling for fragment analyzer

(2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. May 30, 2019 to 4 : 00 p.m. May 31, 2019

(3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. May 31, 2019

(Bids by post must be received by noon on May 31, 2019)

(4) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department,
Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8510 Japan

TEL : 0852-26-0110 (ext. 2241, 2242)